

6 災害関連死を防ぐための避難生活の質向上に向けた支援等について

(群馬県)

令和6年能登半島地震の被災地では、今も多くの被災者が避難生活を余儀なくされ、不自由な生活を強いられている。

今回の災害では、半島特有の道路の寸断による支援活動の難しさや、衛生面の課題が浮き彫りとなった。

特に、断水に伴い、飲料水はもちろん、トイレや風呂等の提供が遅れ、避難生活の質を確保することが困難な状況が見受けられた。

大規模災害発生時に各自治体が被災地に対して行った支援に要した費用は、災害救助法に基づき支弁される。しかし、災害関連死を防ぐためには、避難生活の質の向上に必要な物資、とりわけトイレを被災地へ迅速に届けられるよう、その運用を柔軟に行うことが求められる。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 災害関連死を防ぐため、被災者の心身の健康維持及び良好な避難生活環境の確保に資する支援物資に係る費用は、国（内閣府）への協議を経ず、被災都道府県の判断で、災害救助法の対象とすることを可能とすること。

例：トイレトレーラー（移動型の水洗トイレ）、簡易トイレ（ラック式簡易トイレ、組立て式簡易トイレ）、避難所以外に設置される避難者等が使用する仮設トイレ、高齢者等にも配慮されたバリアフリー構造の災害用トイレ、水を使わないバイオトイレ、マンホールトイレなど

- 2 大規模災害時に避難所等の衛生環境の質の向上に資する、トイレトレーラー、仮設トイレ等を継続的に使用するために必要不可

欠なトイレ用水の補水・給水、汲取りや、補水・汲取りの協力自治体等を確保する仕組みを、国の主導で構築すること。